

神奈川県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考
2110020	柴	シハ	1	横浜市	横浜市	横浜市					S27.1.12	H44.4.21			
2110030	金沢	カナザワ	1	横浜市	横浜市	横浜市					S27.12.29	H44.4.21			
2110040	北下浦	キタシタウラ	1	横須賀市	横須賀市	横須賀市東部 三和		○			S27.12.29				
2110050	秋谷	アキヤ	1	横須賀市	横須賀市	横須賀市大楠		◎			S27.12.29	S52.3.3			
2110060	久留和	クワ	1	横須賀市	横須賀市	横須賀市大楠		◎			S27.12.29				
2110070	金田	カナダ	1	三浦市	三浦市	みうら					S31.7.6	S59.11.5			
2110073	毘沙門	ヒシャモン	1	三浦市	三浦市	みうら					S59.7.24				
2110077	初声	ハツセ	1	三浦市	三浦市	三和		○			S63.3.31				
2110080	真名瀬	シナセ	1	三浦郡葉山町	葉山町	葉山町		○			S27.12.29	H29.2.17			
2110090	小坪	コツホ	1	逗子市	逗子市	小坪		○			S27.1.12				
2110100	腰越	コシゴエ	1	鎌倉市	鎌倉市	腰越		○			S27.5.28				
2110110	片瀬	カタセ	1	藤沢市	藤沢市	江の島片瀬 藤沢市		○			S26.10.17	H17.1.31			
2110120	茅ヶ崎	チガサキ	1	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市		○			S26.10.17				
2110125	二宮	ニミヤ	1	中郡二宮町	二宮町	大磯二宮		○			S63.3.31				
2110130	石橋	イシハシ	1	小田原市	小田原市	小田原市					S29.7.12				
2110140	米神	コメガミ	1	小田原市	小田原市	小田原市					S27.12.29				
2110150	江之浦	エノウラ	1	小田原市	小田原市	小田原市					S26.10.17				
2110160	岩	イワ	1	足柄下郡真鶴町	真鶴町	岩					S27.1.12				
2110165	福浦	フクウラ	1	足柄下郡湯河原町	湯河原町	福浦	2				S26.10.17	H15.1.14			
2120020	長井	ナガイ	2	横須賀市	横須賀市	長井町	2	◎			S27.1.12	H12.6.29			
2120030	佐島	サジマ	2	横須賀市	横須賀市	横須賀市大楠		◎			S26.10.17	S52.3.3			
2120040	間口	マクチ	2	三浦市	三浦市	みうら	2	○			S27.12.29	H10.1.28			
2120050	平塚	ヒラツカ	2	平塚市	平塚市	平塚市				○	S27.5.28				
2130010	三崎	ミサキ	特3	三浦市	神奈川県	みうら 三和		○	○	○	S26.10.17	H12.8.21			
2130020	小田原	オダワラ	3	小田原市	神奈川県	小田原市		◎			S26.12.13	S63.12.17			

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。